

監督上の措置一覧

(平成15年2月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	2.10	所属長注意	右職員は、平成15年1月7日、自家用車で通勤中、糟屋郡篠栗町の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、86キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	<p>■■■■■■■■■■</p> <p>巡査長</p> <p>■■■■■■■■■■</p>	
2	2.12	所属長注意	右職員は、平成15年1月10日、自家用車で外出中、飯塚市内の路上において、最高速度が60キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、98キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	<p>■■■■■■■■■■</p> <p>巡査部長</p> <p>■■■■■■■■■■</p>	
3	2.13	本部長注意	<p>① 右職員は、平成14年11月22日、自家用車で外出中、■■■■■■■■九州自動車道において、法定制限速度が100キロメートル毎時のところを142キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。</p> <p>② 右職員は、平成15年1月2日、自家用車で外出中、筑紫野市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、88キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。</p>	<p>■■■■■■■■■■ 署</p> <p>巡査長</p> <p>■■■■■■■■■■</p>	
4	2.20	本部長注意	<p>右職員は、平成14年7月11日から12日までの間、同僚とレクリエーションのため、県外宿泊した際、同僚の友人■■■■■■■■■■から、当時■■■■■■■■■■経営者であると自称しているのに、安易に飲食の供与を受けたもの。</p> <p>また、宿泊を1日延泊するにあたり、県外宿泊の承認を受けなかったもの。</p>	<p>■■■■■■■■■■ 署</p> <p>巡査長</p> <p>■■■■■■■■■■</p>	
5	2.20	本部長注意	<p>右職員は、平成14年7月11日から12日までの間、同僚とレクリエーションのため、県外宿泊した際、同僚の友人■■■■■■■■■■から、当時■■■■■■■■■■経営者であると自称しているのに、安易に飲食の供与を受けたもの。</p> <p>また、宿泊を1日延泊するにあたり、県外宿泊の承認を受けなかったもの。</p>	<p>■■■■■■■■■■</p> <p>巡査</p> <p>■■■■■■■■■■</p>	

(平成15年2月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	2.20	本部長注意	右職員は、平成14年7月11日から12日までの間、同僚とレクリエーションのため、県外宿泊した際、同僚の友人[]から、当時[]経営者であると自称しているのに、安易に飲食の供与を受けたもの。 また、同行した直属の部下職員が1日延泊を申し出た際、県外宿泊の承認を受けさせる等の措置をとるよう指導すべき義務があるにもかかわらず、これを怠ったもの。	[]署 警部補 []	
7	2.20	本部長注意	右職員は、平成14年7月11日から12日までの間、同僚とレクリエーションのため、県外宿泊した際、同僚の友人[]から、当時[]経営者であると自称しているのに、安易に飲食の供与を受けたもの。 また、同行した直属の部下職員が1日延泊を申し出た際、県外宿泊の承認を受けさせる等の措置をとるよう指導すべき義務があるにもかかわらず、これを怠ったもの。	[]署 警部補 []	
8	2.20	所属長注意	右職員は、平成14年7月11日から12日までの間、同僚とレクリエーションのため、県外宿泊した際、同僚の友人[]から、当時[]経営者であると自称しているのに、安易に飲食の供与を受けたもの。	[]署 巡査部長 []	
9	2.20	所属長注意	右職員は、平成14年7月11日から12日までの間、同僚とレクリエーションのため、県外宿泊した際、同僚の友人[]から、当時[]経営者であると自称しているのに、安易に飲食の供与を受けたもの。	[]署 巡査部長 []	
10	2.20	所属長注意	右職員は、平成14年7月11日から12日までの間、同僚とレクリエーションのため、県外宿泊した際、同僚の友人[]から、当時[]経営者であると自称しているのに、安易に飲食の供与を受けたもの。	[]署 巡査長 []	

(平成15年2月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
11	2.21	所属長訓戒	右職員は、妻帯者であるにもかかわらず、 ██████████ 女性(██歳)と不純な交際を続けていたもの。	██████████ 警部 ██████████	
12	2.21	本部長訓戒	右職員は、平成14年12月16日、 ██████████ 女性(██歳)宅を訪問し、同女の身体を触るなど、不適切な行為をしたもの。	██████████ 署 巡查部長 ██████████	
13	2.25	所属長注意	右職員は、平成14年11月13日、自家用車で帰宅中、北九州市内の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、70キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	██████████ 署 巡查長 ██████████	
14	2.27	所属長注意	右職員は、平成13年10月27日、 ██████████ 署管内において、交通取締り中、シートベルト装着義務違反者に対し点数切符を作成する際、安易に違反を是認したものと判断し、否認事件の際作成すべき捜査報告書等の関係書類を作成しなかったもの。	██████████ 署 巡查 ██████████	
15	2.28	本部長訓戒	右職員は、平成15年1月7日、 ██████████ 女性(██歳)が稼働する ██████████ において、同女の身体を触るなど、不適切な行為をしたもの。	██████████ 署 巡查長 ██████████	

監督上の措置一覧

(平成15年3月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	3.6	所属長注意	右職員は、平成15年1月6日、自家用車で帰宅中、京都郡苅田町の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、77キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 1em; margin-bottom: 5px;"></div> 署 巡査長 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 1em; margin-top: 5px;"></div>	
2	3.25	所属長注意	右職員は、平成14年3月頃から平成15年3月までの間、 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 1em; display: inline-block;"></div> として、上司の指揮の下、消耗品を管理・保管する業務に従事していたが、同消耗品の配分に際し、必要な上司への報告を怠ったもの。	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 1em; margin-bottom: 5px;"></div> 巡査部長 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 1em; margin-top: 5px;"></div>	

(平成15年4月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	4.19	所属長注意	右職員は、平成15年4月14日、自家用車で外出中、小郡市内の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、70キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 警部補 ■■■■	
7	4.22	本部長訓戒	右職員は、平成15年3月20日、公用車を運転中、宗像市内の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、90キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■ 巡查部長 ■■■■	
8	4.24	所属長注意	右職員は、平成15年4月10日、自己の指示を履行しなかった■■■2名を叱責する際、■■■■頬を数回平手打ちしたもの。	■■■■ 警部補 ■■■■	
9	4.24	所属長注意	右職員は、平成15年2月13日、■■■■署において、駐車違反者を検挙し、切符処理した際、同切符の管理が不適切であったため、同切符1組を紛失したもの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
10	4.25	所属長注意	右職員は、平成15年3月23日、自家用車で外出中、糟屋郡須恵町の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、70キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■ 巡查部長 ■■■■	

監督上の措置一覧

(平成15年5月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	5.1	所属長訓戒	右職員は、平成15年4月7日以降、警察手帳を適正に携帯していなかったことから、自己の警察手帳を一時紛失(4月13日、相勤者の車両内に落失していた手帳を発見)したものの。	■■■■署 巡査長 ■■■■	
2	5.8	所属長訓戒	右職員は、妻帯者であるにもかかわらず、有夫の身である■■■■と不純な交際を続けていたもの。	■■■■ 警部補 ■■■■	
3	5.9	所属長注意	右職員は、平成15年3月14日、公用車を運転中、■■■■九州自動車道において、法定制限速度が100キロメートル毎時のところを143キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査長 ■■■■	
4	5.14	所属長注意	右職員は、平成15年4月16日、自家用車で外出中、北九州市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、85キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	
5	5.14	所属長注意	右職員は、平成15年4月19日、看守勤務において、被留置者に対し、裁判所から接見禁止命令が出されたにもかかわらず、引継簿の作成を怠り、翌日の勤務員に対する引継ぎを失念したものの。	■■■■署 警部補 ■■■■	

(平成15年5月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	5.14	所属長注意	右職員は、平成15年4月19日、看守勤務において、被留置者に対し、裁判所から接見禁止命令が出されたにもかかわらず、引継簿の作成を怠り、翌日の勤務員に対する引継ぎを失念したものの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
7	5.14	所属長注意	右職員は、平成15年4月21日、看守勤務において、被留置者が接見禁止中である旨の引継ぎを前日の勤務員から受けていたことを失念し、■■■■届けられた手紙を交付したものの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
8	5.15	本部長注意	右職員は、平成14年9月14日、■■■■署管内で発生した■■■■事件に際し、証拠品である■■■■の管理が不適切であったため、同証拠品を紛失したものの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
9	5.15	本部長注意	右職員は、平成14年9月14日、■■■■署管内で発生した■■■■事件に際し、■■■■巡查長に証拠品の保管を命じたが、その後の指示に徹底を欠いたため、証拠品を紛失するという事態を惹起させたものの。	■■■■署 警部 ■■■■	
10	5.22	所属長注意	右職員は、平成15年3月中旬頃、インターネットの自己のホームページに品位を損なう■■■■写真等を掲載したものの。	■■■■署 巡查 ■■■■	

